

## 公募投資信託「新光日本インカム株式ファンド（3ヵ月決算型）」 の支払通知書等における記載の一部誤りについて（訂正）

アセットマネジメントOne株式会社（取締役社長：杉原 規之、以下「当社」）が運用する公募投資信託「新光日本インカム株式ファンド（3ヵ月決算型）」において、販売会社より受益者さまに交付している税務関係書類（「支払通知書」や「年間取引報告書」等）の一部に、一定期間誤った記載がされていることが判明いたしました。

対象となる受益者さまに多大なるご不便、ご迷惑をお掛けしておりますことを深くお詫び申し上げますとともに、今後、対象となる受益者さまが、必要な手続き等を進めていただけるよう、真摯に対応してまいります。

### 1. 事案概要

当社では、当社運用ファンドを採用する販売会社に対して事務取扱要項としてファンド取扱い細目（事務取扱事項の詳細を提示する資料）を提供しており、各販売会社は当該細目等に基づき採用ファンド情報についてシステム登録を実施しております。

このたび、一部の販売会社からの指摘を受け調査したところ、「新光日本インカム株式ファンド（3ヵ月決算型）」のファンド取扱い細目において、受益者さまが本件ファンドの分配金について確定申告を行う場合の配当控除に係る項目である「非株式割合」の記載が誤っていたことが判明いたしました。

またその影響により、販売会社7社において、各社がシステムに登録した内容に基づき、販売会社が受益者さまへ交付する「支払通知書」や「年間取引報告書」等の記載に、一定期間誤りがあったことを確認いたしました。なお、誤りがあった期間は販売会社によって異なります。

|                |                                                                                                                                                                                                               |
|----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対象ファンド         | 新光日本インカム株式ファンド（3ヵ月決算型）                                                                                                                                                                                        |
| 対象の販売会社        | みずほ証券株式会社、アイザワ証券株式会社、いちよし証券株式会社、株式会社SBI証券、東武証券株式会社、西村証券株式会社、ひろぎん証券株式会社、三豊証券株式会社                                                                                                                               |
| 誤りの内容          | ファンド取扱い細目に記載する「非株式割合」について、「50%以下」と記載すべきところ、誤って「約款規定なし」と記載しておりました。                                                                                                                                             |
| 調査対象期間         | 2019年・2020年・2021年・2022年・2023年                                                                                                                                                                                 |
| 対象となる受益者さまへの影響 | 所得税及び復興特別所得税の確定申告（総合課税を選択）を行っていた受益者さまにおかれましては、誤った「支払通知書」「年間取引報告書」等により、当該ファンドの分配金が配当控除の対象とならなかった可能性がございます。<br>なお、確定申告不要制度を選択（源泉徴収）した受益者さまおよび申告分離にて確定申告を行っていた受益者さまにつきましては、配当控除の適用はなく、影響はございませんが、遡って申告することが可能です。 |

## 2. 今後の対応

当社では今回の事態を踏まえ、対象となる受益者さまが必要な手続き等を進めていただけるよう、真摯に対応してまいります。

対象となる受益者さまには、販売会社より文書等で個別にご連絡いたしますので、必要に応じて所得税の更正請求手続き等の対応をいただきますようお願い申し上げます。個別の税務に関するご相談は所轄の税務署あるいは税理士までお願いいたします。

なお、対象のファンドや販売会社、調査対象期間に限らず、当社が運用するファンドに関してご不明な点やお気づきの点等がございましたら、以下のお問い合わせ窓口までご連絡をいただきますよう、よろしくようお願い申し上げます。

＜当社運用ファンドに関するお問い合わせ窓口＞

電話番号 0120-526-535（フリーダイヤル）

受付時間 9：00～17：00（土・日・祝日を除く）

2024年12月10日に「対象の販売会社」の一部を訂正し、PDFを差し替えております。

以 上